

豊橋市の工業

平成22年工業統計調査結果報告書

豊 橋 市

はじめに

工業統計調査は統計法に基づく基幹統計調査であり、我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とし、明治42年に第1回調査が行われ、大正9年からは毎年実施されています。

この報告書は平成22年12月31日現在で実施された工業統計調査を産業別及び小学校区別に集計したものです。本市の製造業を営む事業所の分布、従業者数と製造品出荷額等の推移などをご覧いただき、生産活動の状況を知っていただくための基礎資料として幅広くご利用いただければ幸いです。

なお、この調査の実施にあたり、格別のご協力を賜りました事業所をはじめ、関係各位に対し厚く御礼申し上げますとともに、今後ともより一層のご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月

豊 橋 市

豊橋市民愛市憲章

わたくしたち豊橋市民は

1. 心をあわせ美しい町をつくりましょう
1. よく働き豊かな町をつくりましょう
1. 愛情をもちあたたかい町をつくりましょう
1. きまりを守り明るい町をつくりましょう
1. 教養をたかめ文化の町をつくりましょう

平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、“すべての人とともに生きる”、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制100周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成18年12月18日

愛知県豊橋市

目 次

利用者のために	1
調査結果の概要	
1 概要	5
2 事業所数	7
3 従業者数	9
4 製造品出荷額等	11
統 計 表	
第1表 産業中分類別統計表（総括）	15
第2表 産業中分類別統計表（法人）	17
第3表 産業中分類別統計表（個人）	19
第4表 産業中分類別有形固定資産（従業者30人以上の事業所）	21
第5表 産業中分類別在庫額、工業用地（従業者30人以上の事業所）	23
第6表 産業中分類別工業用水（従業者30人以上の事業所）	25
第7表 産業中分類別従業者規模別事業所数	27
第8表 従業者規模別従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等	28
第9表 産業中分類別小学校区別事業所数	29
第10表 小学校区別従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等	33
第11表 小学校区別従業者規模別事業所数	37
第12表 産業中分類別事業所数推移	39
第13表 産業中分類別従業者数推移	40
第14表 産業中分類別製造品出荷額等推移	41
第15表 産業中分類別原材料使用額等推移	42
第16表 産業中分類別現金給与総額推移	43
第17表 産業中分類別生産額推移	44
第18表 産業中分類別付加価値額推移	45
小学校区概略図	46
調 査 票 様 式	
1 工業調査票 甲	47
2 工業調査票 乙	48

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

(2) 法的根拠

この調査は統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)に基づいて実施されます。

(3) 調査の期日

平成22年12月31日現在を調査期日とし、一部項目については平成22年1月1日から12月31日までの1年間の実績を調査したものです。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に掲げる「大分類 E - 製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く)です。

なお、西暦年号末尾が0、3、5、8以外の年は、従業者3人以下の事業所を調査票の記入対象から除外しています。

(5) 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票 甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票 乙」を用い、申告者(事業所の管理責任者)の自計申告によって行われます。

(6) 調査の系統

ア 調査員調査

経済産業省 — 県 — 市区町村 — (指導員) — 調査員 — 対象事業所

イ 本社一括調査(経済産業大臣が指定する企業に属する対象事業所ごとの調査票を、指定企業を代表するものが一括して提出する調査方法をいいます。)

経済産業省 — 調査対象企業

2 集計項目等の説明

(1) 特記がない場合は、従業者4人以上の事業所について集計したものです。

(2) 事業所数

調査日現在の数字です。

(3) 従業者数

調査日現在の常用労働者、個人事業主及び無給家族従業者の合計です。

(4) 現金給与総額

調査年中の常用労働者の基本給、諸手当、期末賞与等及び退職金や臨時雇いの給与等の合計です。

(5) 原材料使用額等

調査年中の原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計です。

(6) 製造品出荷額等

調査年中の製造品出荷額(製造工程から出たくず及び廃物の出荷額を含む)、加工賃収入額及びその他収入額の合計です。

(7) 有形固定資産の年初現在高、取得額、除却額、減価償却額

従業者30人以上の事業所の調査年中における額(帳簿価額)です。

(8) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料

従業者30人以上の事業所の調査年の年初及び年末における在庫額(帳簿価額)です。

(9) 生産額

従業者30人以上の事業所 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

従業者4~29人の事業所 = 製造品出荷額等

(10) 付加価値額

従業者30人以上の事業所 = 生産額 - (原材料使用額等 + 減価償却額 + 内国消費税額)

従業者4~29人の事業所 = 生産額 - (原材料使用額等 + 内国消費税額)

(11) 敷地面積、建築面積、延べ建築面積

ア 敷地面積は調査日現在において、従業者30人以上の事業所が使用(賃借を含む)している敷地の全面積です。

イ 建築面積は調査日現在において、従業者30人以上の事業所の敷地内にあるすべての建築物の面積の合計です。

ウ 延べ建築面積は調査日現在において、従業者30人以上の事業所の敷地内にある全建築物の各階の面積の合計です。

(12) 工業用水

従業者30人以上の事業所で、工業生産のために使用される用水を、調査年中の1日当たりの水源別及び用途別に区分したものです。

3 利用上の注意

(1) この報告書の数値は、本市が独自に集計したものであり経済産業省及び愛知県が公表する数値と相違する場合があります。

(2) 端数を四捨五入したため、グラフ及び統計表の総数とその内訳の合計とが一致しない場合があります。

(3) 統計表中の記号等については、次のとおりです。

「-」 皆無又は該当数字のないもの

「0」「0.0」	単位未満
「△」	負数
「X」	秘匿数値

※ 集計表のうち事業所数が1又は2の場合、個々の事業所の秘密が漏れるおそれがあるため、事業所数及び従業者数以外の数字は秘匿しています。

(4) 秘匿の方法

ア 秘匿すべき箇所が1か所の場合

秘匿すべき数字と類似の分類の数字をXで示します。

イ 秘匿すべき箇所が2か所以上の場合

秘匿すべき数字をXで示し、Xの数字を合計数字のみに含めます。

ウ 秘匿すべき箇所が2か所で、該当事業所が1である場合

アの方法によります。

※ 他市町村との関連から事業所数が3以上でも秘匿数値の場合があります。

(5) 統計表中の略称については、次のとおりです。

[略称]	[正式名称]
工業用 ボイラ 製品処理 冷却用水	工業用水道 ボイラ用水 製品処理用水・洗じょう用水 冷却用水・温調用水

(6) 産業分類については、日本標準産業分類の中分類別に集計していますが、その名称は次のように略称を用いています。また、日本標準産業分類第12回改訂の新旧項目は以下のとおりです。

[産業分類](旧)	[産業分類](新)	[略称]
09 食料品製造業	09 食料品製造業	09 食料品
10 飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料飼料
11 繊維工業 (衣服、その他の繊維製品を除く)	11 繊維工業	11 繊維工業
12 衣服・その他の繊維製品製造業		
13 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材同製品
14 家具・装備品製造業	13 家具・装備品製造業	13 家具装備品
15 パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	14 紙同製品
16 印刷・同関連業	15 印刷・同関連業	15 印刷製版
17 化学工業	16 化学工業	16 化学工業
18 石油製品・石炭製品製造業	17 石油製品・石炭製品製造業	17 石油石炭製品
19 プラスチック製品製造業	18 プラスチック製品製造業	18 プラスチック

[産業分類](旧)	[産業分類](新)	[略称]
20 ゴム製品製造業	19 ゴム製品製造業	19 ゴム製品
21 なめし革・同製品・毛皮製造業	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	20 皮革同製品
22 窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品製造業	21 窯業土石製品
23 鉄鋼業	22 鉄鋼業	22 鉄鋼業
24 非鉄金属製造業	23 非鉄金属製造業	23 非鉄金属
25 金属製品製造業	24 金属製品製造業	24 金属製品
26 一般機械器具製造業		
	25 はん用機械器具製造業	25 はん用機器
	26 生産用機械器具製造業	26 生産用機器
	27 業務用機械器具製造業	27 業務用機器
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品
27 電気機械器具製造業	29 電気機械器具製造業	29 電気機器
28 情報通信機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業	30 情報通信機器
29 電子部品・デバイス製造業		
30 輸送用機械器具製造業	31 輸送用機械器具製造業	31 輸送機器
31 精密機械器具製造業		
32 その他の製造業	32 その他の製造業	32 その他

(7) 軽工業と重化学工業の区分は次のとおりです。

[軽工業]	[重化学工業]
09 食料品	16 化学工業
10 飲料飼料	17 石油石炭製品
11 繊維工業	22 鉄鋼業
12 木材同製品	23 非鉄金属
13 家具装備品	24 金属製品
14 紙同製品	25 はん用機器
15 印刷製版	26 生産用機器
18 プラスチック	27 業務用機器
19 ゴム製品	28 電子部品
20 皮革同製品	29 電気機器
21 窯業土石製品	30 情報通信機器
32 その他	31 輸送機器